

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	宮崎県 日之影町

日之影町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担 当 部 署 名 日之影町 農林振興課
所 在 地 西臼杵郡日之影町大字七折9079
電 話 番 号 0982-87-3804
F A X 番 号 0982-87-3812
メールアドレス nourin@town.hinokage.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ
計 画 期 間	令和5年度 ～ 令和7年度
対 象 地 域	宮崎県日之影町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 3 年度)

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		面 積 (ha)	金 額 (千円)
イ ノ シ シ	水 稲	2.95	3,505
	果 樹	1.05	2,391
	い も 類	0.13	218
	合 計	4.13	6,114
シ カ	水 稲	0.07	83
	果 樹	0.97	3,268
	野 菜	0.01	228
	合 計	1.05	3,579
サ ル	飼 料 作 物	0.08	67
	野 菜	0.01	48
	合 計	0.09	115
ア ナ グ マ	果 樹	0.53	1,061
	野 菜	0.02	193
	い も 類	0.20	336
	合 計	0.75	1,590
ア ラ イ グ マ	—	—	—
	合 計	—	—
カ ラ ス	野 菜	0.04	517
	合 計	0.04	517
カ ワ ウ	—	—	—
	合 計	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

日之影町における鳥獣被害については、イノシシ、シカ、サルを中心に農林産物への被害が発生している。令和3年度の被害額は11,915千円となり、農林業を基幹産業とする本町にとっては深刻な問題となっている。 イノシシについては、町内全域において年間を通して被害が発生しており、主な被害内容は、水稻、くり、かんきつ類、野菜、飼料作物の食害である。 シカについては、町内全域において年間を通して被害が発生しており、主な被害内容は、スギ、ヒノキの剥皮被害や幼齢木、ゆず、椎茸、梅、くり、水稻、飼料作物の食害である。 サルについては分城地区の特定した場所(糸平・田吹・星山)、また岩井川地区での被害が発生しており、主な被害内容については椎茸、くり、飼料作物の食害である。 アナグマについては、近年町内での目撃・野菜等への被害報告がされており、生息頭数が増加傾向にあると考えられる。 アライグマについては、現在被害報告はないが、町内や近隣市町村での目撃情報や捕獲が確認されており、今後の被害が懸念される。 カラスについては、被害量は少ないが、特に野菜等の食害が発生している。 カワウについては、近年水産物の漁獲量が減少傾向にあり、その原因のひとつがカワウによる食害と考えられる。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和3年度)		目標値(令和7年度) 〔30%削減〕	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イ ノ シ シ	4.13	6,114	2.89	4,279
シ カ	1.05	3,579	0.73	2,505
サ ル	0.09	115	0.06	80
ア ナ グ マ	0.75	1,590	0.52	1,113
ア ラ イ グ マ	-	-	-	-
カ ラ ス	0.04	517	0.02	361
カ ワ ウ	-	-	-	-

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	町の事業である狩猟免許取得助成事業により、捕獲体制の整備を進めている。また、国や県の事業を活用した捕獲体制の強化、捕獲活動経費の支援による捕獲促進の取組を行っている。	狩猟免許取得助成事業により、捕獲者の増加に対して、捕獲技術をもったベテラン猟師の高齢化に伴う狩猟免許返納も増えたため、捕獲者の捕獲技術向上が求められている。
防護柵の設置等に関する取組	国、県及び町の事業を活用して、イノシシ、シカを対象としたワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット柵の設置を実施している。	設置前の集落内協議や適切な柵の設定と併せて、設置後の侵入防止柵の適正な管理が求められており、定期的な点検等の取り組みが必要である。
生息環境管理に関する取組	町の広報を活用した「放任果樹等による無自覚なえづけや緩衝帯の整備」について町民の方への周知を行っている。	集落内で放任果樹等の認識がないことや野菜等の残渣が餌付けになっている自覚がないため、引き続き広報での周知及び新に現地での指導による町民の意識改善が必要である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

日之影町における被害軽減の取り組みについては、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、ネット柵等の設置による農林産物の防護、狩猟や有害鳥獣捕獲の実施、餌場の除去等の集落環境の整備、ICTを活用した捕獲体制の確立など総合的に実施する必要がある。

防護柵の設置については、補助事業を活用し地域ぐるみでの効率的かつ効果的な設置方法を推進する。

捕獲については、猟友会による猟期の捕獲はもちろんのこと、有害鳥獣捕獲での銃による捕獲と、「箱わな」「くくりわな」による捕獲について推進する。

集落環境の整備については、餌場価値を下げていくため耕作放棄地の改善や放任果樹の除去等により有害鳥獣が集落に近づけない環境づくりを推進する。

また、モデル集落を設置して集落単位での捕獲対策を実践し、そこで得た情報を町内へ波及するとともに、地域での鳥獣害対策の支援を行う鳥獣被害対策マイスターや、実際に集落での鳥獣害対策を先頭に立って実践する鳥獣害対策地域リーダーといった人材面の育成も行う。

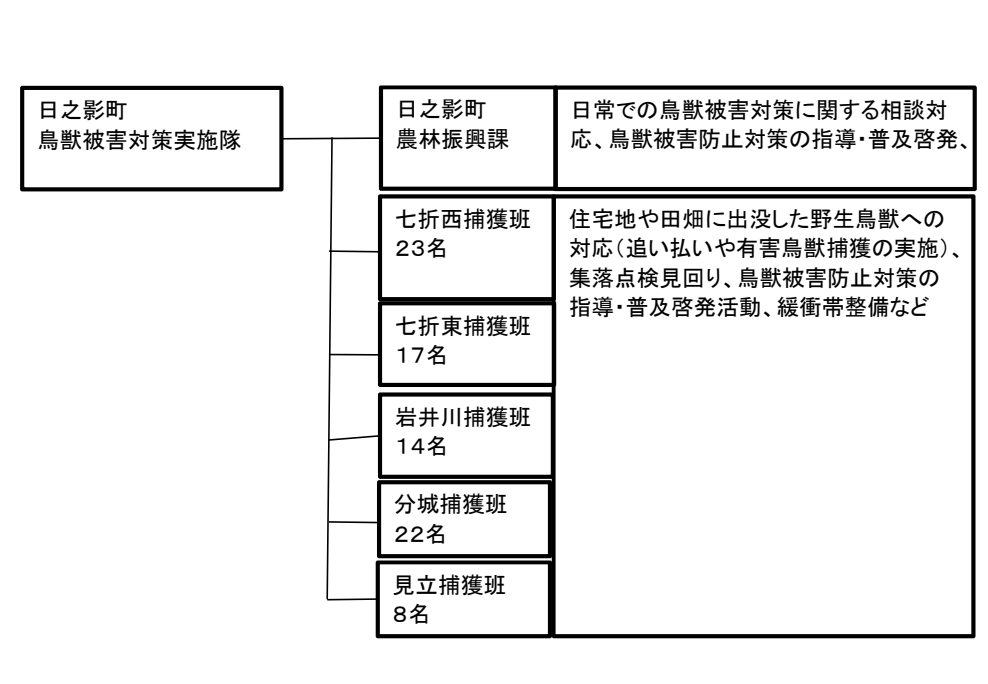
ICT活用については、「ほかバト」の設置により見回りにかかる時間削減と捕獲者の意欲向上、捕獲通知により瞬時に対応でき、ジビエとしての利活用にも繋がるため、親機や子機の整備を行い町内全域での捕獲体制を協議する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊の構成人数は87名(現在)である。班員のうち5名を有害鳥獣捕獲員として任命し、実施隊と連携した捕獲体制を取っている。また、アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。



(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ カラス カワウ	捕獲機材について、国の事業を活用してくりわな、箱わな等を導入し、捕獲体制を強化していく。 また、鳥獣を捕獲する担い手の確保について、町単事業である狩猟免許取得助成事業を活用し、捕獲者の増加・若齢化を推進していく。
令和6年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ カラス カワウ	捕獲機材について、国の事業を活用してくりわな、箱わな等を導入し、捕獲体制を強化していく。 また、鳥獣を捕獲する担い手の確保について、町単事業である狩猟免許取得助成事業を活用し、捕獲者の増加・若齢化を推進していく。
令和7年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ カラス カワウ	捕獲機材について、国の事業を活用してくりわな、箱わな等を導入し、捕獲体制を強化していく。 また、鳥獣を捕獲する担い手の確保について、町単事業である狩猟免許取得助成事業を活用し、捕獲者の増加・若齢化を推進していく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
基本的に近年の捕獲実績及び生息状況を踏まえて設定している。 今後、宮崎県の定める鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、それぞれの鳥獣種で適正な捕獲を実施していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対 象 鳥 獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イ ノ シ シ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
シ カ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
サ ル	10頭	10頭	10頭
ア ナ グ マ	150頭	150頭	150頭
ア ラ イ グ マ	10頭	10頭	10頭
カ ラ ス	30羽	30羽	30羽
カ ワ ウ	20羽	20羽	20羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
実施隊の対象鳥獣捕獲員(有害鳥獣捕獲班員)の協力による銃器、わなを活用した有害捕獲(通年)及び狩猟(11月15日～2月15日(ニホンジカ、イノシシのみ11月1日～3月15日))による捕獲を町内全域で行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ シカ	電気柵	30,000m	電気柵	30,000m	電気柵	30,000m
シカ	ネット柵	1,000m	ネット柵	1,000m	ネット柵	1,000m
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ 柵	10,000m	ワイヤーメッシュ 柵	10,000m	ワイヤーメッシュ 柵	10,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 鳥 獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、シカ	侵入防止柵について、定期的な緩衝帯の整備の周知に取り組む。 事業の要望時点で維持管理や効果的な活用について正しい知識の定着を図るとともに、実施隊による農林業者への指導等を推進する。	侵入防止柵について、定期的な緩衝帯の整備の周知に取り組む。 事業の要望時点で維持管理や効果的な活用について正しい知識の定着を図るとともに、実施隊による農林業者への指導等を推進する。	侵入防止柵について、定期的な緩衝帯の整備の周知に取り組む。 事業の要望時点で維持管理や効果的な活用について正しい知識の定着を図るとともに、実施隊による農林業者への指導等を推進する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ カラス カワウ	実施隊による農林業生産者への農地を守るための指導や被害軽減のための情報提供(広報)を行い被害防止に努める。 また、実施隊の技術向上を図る研修会への案内や県単事業である捕獲班活動支援事業を活用し、捕獲者の技術向上を推進していく。
令和6年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ カラス カワウ	実施隊による農林業生産者への農地を守るための指導や被害軽減のための情報提供(広報)を行い被害防止に努める。 また、実施隊の技術向上を図る研修会への案内や県単事業である捕獲班活動支援事業を活用し、捕獲者の技術向上を推進していく。
令和7年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ カラス カワウ	実施隊による農林業生産者への農地を守るための指導や被害軽減のための情報提供(広報)を行い被害防止に努める。 また、実施隊の技術向上を図る研修会への案内や県単事業である捕獲班活動支援事業を活用し、捕獲者の技術向上を推進していく。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

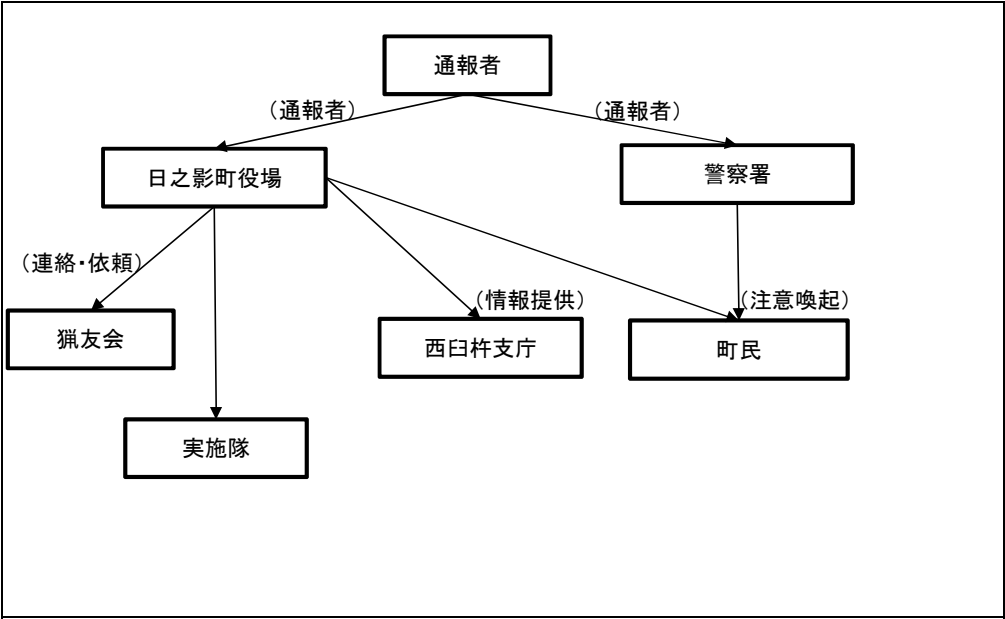
関係機関等の名称	役 割
西臼杵支庁	被害防止活動の支援
日 之 影 町 農 林 振 興 課	関係機関への情報提供及び収集を行う 町民に対し喚起を行い、被害防止活動支援を行う 猟友会・実施隊と連携し、捕獲や追い払いを行う
高千穂警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援
鳥獣被害対策実施隊	町や猟友会と連携し、捕獲や追い払いを行う
猟 友 会	町や実施隊と連携し、捕獲や追い払いを行う

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、大部分は埋設処理になるが、整備された解体施設を利用していく。
ジビエに利用できない個体は生態系等に影響のないように適切に埋設処理をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	整備された解体施設を利用して、研修会等を行いながら地域資源として有効活用できるようにする。 年間100頭の処理を計画している。 宮崎県野生鳥獣の衛生管理に関するガイドラインに沿った処理加工を行う。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲した対象鳥獣(シカ・イノシシ)は、食品等への利活用を推進するものとし、捕獲後の適切な処理及び処理加工施設への持込みを推進する。施設での年間処理頭数は100頭を目標とし、捕獲班への捕獲推進を図る。食品への利活用は、精肉(ブロックまたはスライス)での販売を基本とし、町内の道の駅や飲食店組合等で活用を推進し、町内から町外への普及啓発を図る。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工に携わる者を対象とした研修会への参加や初めて処理加工に取り組む者への指導を行い、技術の向上を図る。

若年層の狩猟者に処理加工の技術習得や関心につなげるための広報活動を図り、次世代の担い手育成を推進する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	日之影町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
西臼杵地区猟友会日之影支部	捕獲(狩猟及び有害捕獲)の実施
日之影町農林振興課	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
日 之 影 町 農 業 委 員 会	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
鳥 獣 保 護 管 理 員	施策の立案、対策の実施指導、被害調査
JA高千穂地区日之影支所	防護対策の指導及び情報提供等の協力
西臼杵森林組合日之影支所	防護対策の指導及び情報提供等の協力
大人ジビエ振興協議会	捕獲した獣の利活用
日之影町観光協会	捕獲した獣の利活用

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
西臼杵支庁 林務課・農政水産課・農業普及課	対策の実施指導
宮崎北部森林管理署	国有林野における被害状況の提供及び協力
宮崎県農業共済組合 北部センター西臼杵支所	農業共済制度における被害状況の提供及び協力

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月23日に日之影町鳥獣被害対策実施隊を設置した。実施隊の構成人数は87名であり、うち5名を有害鳥獣捕獲員として任命している。

日之影町 鳥獣被害対策実施隊	日之影町 農林振興課	日常での鳥獣被害対策に関する相談対応、鳥獣被害防止対策の指導・普及啓
	七折西捕獲班 23名	住宅地や田畑に出没した野生鳥獣への対応（追い払いや有害鳥獣捕獲の実施）、集落点検見回り、鳥獣被害防止対策の指導・普及啓発活動、緩衝帯整備など
	七折東捕獲班 17名	
	岩井川捕獲班 14名	
	分城捕獲班 22名	
	見立捕獲班 8名	
	【実施隊が行う被害防止施策】	
1 有害鳥獣の捕獲駆除に関すること		
2 有害鳥獣の被害防護設置に関すること		
3 被害発生地区の調査・巡回・指導に関すること		
4 その他有害鳥獣の被害防止施策の推進に関すること		

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中山間協定集落、自治公民館等へ鳥獣害防止対策への積極的な取り組みを促し、地域や集落による集団での取り組みを推進していく

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。